

山形県空港管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 ー略ー</p> <p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第 1 着陸料の項の規定の適用については、平成15年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第 1 号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の 1 を乗じて得た額に」と、同項第 2 号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の 1 を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第 2 項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年 3 月 30 日から平成32年 3 月31日までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年 3 月 26 日から平成32年 3 月31日までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 ー略ー</p> <p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第 1 着陸料の項の規定の適用については、平成15年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月31日までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第 1 号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の 1 を乗じて得た額に」と、同項第 2 号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の 1 を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第 2 項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年 3 月 30 日から令和 2 年 3 月31日までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年 3 月 26 日から令和 2 年 3 月31日までの間、庄内空港と成田国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては令和元年 8 月 1 日から令和 2 年 3 月31日までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(384)の4 ー略ー</p> <p>(385) 建築士法 二級建築 <u>19,200円</u> (昭和25年法律 士又は木 第202号) 第4条造建築士 第2項の規定に の免許手 基づく二級建築 数料 士又は木造建築 士の免許</p> <p>(385)の2及び(385)の3 ー略ー</p> <p>(386) 建築士法 二級建築 <u>17,700円</u> 第13条の規定に 士試験又 基づく二級建築 は木造建 士試験又は木造 築士試験 建築士試験の実 手数料 施</p> <p>(387)～(478) ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(384)の4 ー略ー</p> <p>(385) 建築士法 二級建築 <u>19,300円</u> (昭和25年法律 士又は木 第202号) 第4条造建築士 第2項の規定に の免許手 基づく二級建築 数料 士又は木造建築 士の免許</p> <p>(385)の2及び(385)の3 ー略ー</p> <p>(386) 建築士法 二級建築 <u>17,900円</u> 第13条の規定に 士試験又 基づく二級建築 は木造建 士試験又は木造 築士試験 建築士試験の実 手数料 施</p> <p>(387)～(478) ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p>